|  |
| --- |
| **７０２０．保税運送承認等確認登録** |

|  |  |
| --- | --- |
| 業務コード | 業務名 |
| ＰＡＭ | 保税運送承認等確認登録 |

１．業務概要

貨物情報登録済の貨物に対してシステムを介さずに保税運送承認が行われた場合に、承認書により保税運送の承認を確認し、本業務により確認した旨を登録する。

また、保税運送承認を要しない地域に向けて運送する場合も、その旨を本業務により登録する。

なお、本業務により誤って登録した場合には取消しを行う。

２．入力者

保税蔵置場、ＣＹ

３．制限事項

なし

４．入力条件

（１）入力者チェック

①システムに登録されている利用者であること。

②取消しを行う場合は、本業務で確認登録を行った利用者であること。

（２）入力項目チェック

（Ａ）単項目チェック

「入力項目表」及び「オンライン業務共通設計書」参照。

（Ｂ）項目間関連チェック

「入力項目表」及び「オンライン業務共通設計書」参照。

（３）貨物情報ＤＢチェック

入力されたＢ／Ｌ番号（ＣＴ－Ｂ／Ｌ番号を含む。以下同様。）または輸出管理番号に対して以下のチェックを行う。

（Ａ）登録の場合

①貨物情報ＤＢが存在すること。

②入力者の管理する保税地域に貨物が蔵置されていること。

③「貨物取扱登録（改装・仕分け）（ＳＨＳ）」業務または「貨物情報仕分け（ＣＨＪ）」業務により仕分親となっていないこと。

④「貨物取扱登録（仕合せ）（ＣＨＵ）」業務により仕合親となっていないこと。

⑤混載仕分けされた親でないこと。

⑥「許可・承認等情報登録（保税）（ＰＳＨ）」業務により以下の登録がされていないこと。

・亡失届受理

・滅却承認

・現場収容

・税関内収容

・その他の搬出承認

⑦入力された保税地域からの保税運送申告がされてないこと。

⑧分散蔵置されていないこと。

⑨入力された到着地コードが他所蔵置場所の場合は、他所蔵置許可されていること。

⑩輸入申告等＊１がされていないこと。

⑪輸出しようとする貨物（内国貨物）でないこと。

⑫積戻し申告がされていないこと（通関蔵置場への搬入前に行われた積戻し申告（搬入前申告）で搬入後処理未済の場合を除く）。

⑬事故貨物の場合は、税関による事故確認登録がされていること。

⑭「積戻貨物情報登録（ＲＣＲ）」業務により輸入貨物情報から積戻し貨物情報へ移行されたＢ／Ｌ番号でないこと。

⑮貨物取扱許可申請中でないこと。

⑯見本持出許可申請中でないこと。

⑰訂正保留中でないこと。

⑱貨物手作業移行登録がされていないこと。

⑲貨物差止め登録がされていないこと。

（＊１）輸入申告等とは、輸入申告、輸入（引取）申告、蔵入承認申請、移入承認申請、総保入承認申請、展示等申告及び蔵出輸入（引取）申告のことをいう。

（Ｂ）取消しの場合

①貨物情報ＤＢが存在すること。

②本業務で、保税運送承認確認の旨が登録された貨物であること。

③承認の旨の登録の際に入力された保税地域に貨物が蔵置されていること。

④ＰＳＨ業務による貨物手作業移行登録がされてないこと。

５．処理内容

（１）入力チェック処理

前述の入力条件に合致するかチェックし、合致した場合は正常終了とし、処理結果コードに「０００００－００００－００００」を設定の上、以降の処理を行う。

合致しなかった場合はエラーとし、処理結果コードに「０００００－００００－００００」以外のコードを設定の上、処理結果通知の出力を行う。（エラー内容については「処理結果コード一覧」を参照。）

（２）貨物情報ＤＢ処理

（Ａ）登録の場合

保税運送承認された貨物または保税運送承認を要しない地域へ運送される貨物である旨を登録する。

（Ｂ）取消しの場合

保税運送承認された貨物または保税運送承認を要しない地域へ運送される貨物である旨を取り消す。

（３）出力情報出力処理

後述の出力情報出力処理を行う。出力項目については「出力項目表」を参照。

６．出力情報

| 情報名 | 出力条件 | 出力先 |
| --- | --- | --- |
| 処理結果通知 | なし | 入力者 |
| 保税運送承認等確認登録通知情報 | 以下の条件をすべて満たすとき、出力する  （１）登録である  （２）入力された到着地がシステム参加保税地域＊２である | 到着地 |
| 保税運送承認等確認取消通知情報 | 以下の条件をすべて満たすとき、出力する  （１）取消しである  （２）到着地がシステム参加保税地域である | 到着地 |

（＊２）システム参加保税地域とは、システムに参加している保税地域をいう。

７．特記事項

到着地がシステム参加保税地域等＊３以外の場合は、貨物の到着後、税関に申し出て、「システム外保税運送到着確認（ＳＡＴ）」業務を行う必要がある。その後、輸入申告等が可能となる。

（＊３）システム参加保税地域等とは、システム参加保税地域と｢他所蔵置許可申請（ＴＹＣ）｣業務またはＰＳＨ業務で登録された他所蔵置場所をいう。